

発議案第 1 1 号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 1 3 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	立 川 清 英
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して難聴の方も増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けるようになり、社会的に孤立する可能性も懸念される。

難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に補聴器と呼ばれているものは収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で、様々な原因により外耳道が閉鎖している方には骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いた聴覚補助機器（イヤホン等）が開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や装用自体が困難な方に対しての新たな選択肢となった。

このように様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等が整った今、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組が必要となっている。

よって、本市議会は国に対し、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえ、認知症を予防するとともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自身に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取ることができる社会の構築を目指し、行政機関等の窓口等において、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする方への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器等を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

八千代市議会

提出先

総務大臣様

厚生労働大臣様

共生社会担当大臣様